

# 備蓄米・加工用米をもっと作りましょう!!



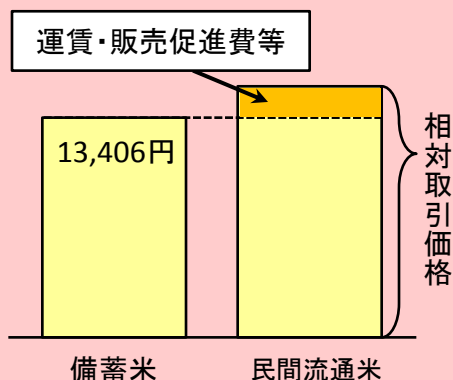
- ◆ 大不作の際などに国民に提供される備蓄米や、日本の伝統食材である米菓・味噌などの原料となる加工用米の生産が不足しています。
- ◆ 生産数量目標が減少したとしても、水張り面積を減らす必要はありません。備蓄米・加工用米（生産数量目標の外数扱い）の作付けを増やしましょう。

## 備蓄米の価格は主食用米と遜色ありません。

- 24年産政府備蓄米の加重平均落札価格は、13,406円／60kg（包装代込み・税込み）。

この価格は、相対取引価格からシステム手数料、消費地までの運賃、販売促進費等を差し引いた価格と同水準。

- さらに、地域再生協議会の判断で、上記価格に産地資金の上乗せが可能。



## 買入予定数量（20万ト）を県別優先枠（他県との競争がありません）として配分します。

- これまでの備蓄米の売渡実績に加え、道府県からの希望を聴取して、「県別優先枠」として配分。
- 優先枠の配分を受けた道府県は、その枠内で他の道府県と競争することなく入札に参加することができます。

## いったん備蓄米に取り組めば、翌年以降も安定して国に売渡すことができます。

- 26年産以降についても、前年の売渡実績を前提に「県別優先枠」を設定するため、毎年の需給事情に左右されることなく、安定的な売渡が可能。



# 25年産政府備蓄米買入れに向けた主な改善(案)

〔生産者や出荷業者の方々のご意見を踏まえ、次のとおり備蓄米の入札手続等を改善します。〕

## 作柄変動に伴う出荷数量の調整方法の見直し

生産者ごとの引渡数量については、作柄表示地帯別の作況指数を用いて算出することにしていましたが、備蓄米の作柄補正については、加工用米と同様の方法(※1)とします。

※1 豊作時の作況調整を任意とする。

## 政府に引き渡す銘柄については、引き渡し時まで変更可能

買入契約を締結する際に提出することになっていた、「買入対象米穀引渡予定銘柄報告書」の提出期限を、営農計画書提出期限の6月30日までとするとともに、その後、銘柄を変更する必要がある場合は、政府に引き渡す時までに変更可能とします。

## 売渡申込数量の最小単位は10トン

50トン以上の数量で申し込むことにしていた売渡申込数量を、10トン以上に変更(※2)します。

※2 入札に参加するためには、入札参加資格の取得が必要。

## 報告期限の延長

「買入対象米穀生産者等別内訳書」の報告期限は、6月30日としていましたが、事務負担の軽減を図るため、提出期限を8月31日とします。

### <お問い合わせ先>

農林水産省生産局農産部農産企画課米穀需給班

電話：03-6738-8973